

參議院經濟產業委員會會議錄第十号

平成十九年四月二十四日(火曜日)

午前十時開會

委員の異動  
四月十九日

近藤正道君  
四月二十三日 辛巳

評任

出席者は左のとおり<sup>8</sup>

理  
事

委員

加納時男君  
小林温君  
佐藤昭郎君  
藤末健三君  
渡辺秀央君

田英夫君  
富岡由紀夫君  
伊達忠一君

事務局側	經濟產業大臣政務官
常任委員会専門	
世木	松山
義之君	政司君

## 本日の会議に付した案件

- 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊達忠一君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。  
委員の異動について御報告いたします。  
昨日までに、近藤正道君及び広野ただし君が委員を辞任され、その補欠として田英夫君及び富岡由紀夫君が選任されました。

○委員長(伊達忠一君) 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案、中小企業による地域

産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

政府からの趣旨説明を聴取いたします。甘利大臣

○國務大臣(甘利明君) 初めに、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年の我が国経済は、足下の景気は回復基調であるものの、人口減少社会の到来、国際競争の激化等、成長の制約要因を抱えております。こうした制約を克服するため、昨年七月に取りまとめた経済成長戦略大綱では、イノベーションによる生産性向上や地域経済の活性化等により、年率一二%以上の実質経済成長を目指しております。

今後、経済成長戦略大綱を実現し、我が国経済が持続的に発展していくためには、イノベーションの促進による中長期的な生産性の向上を図ることが必要です。この観点から、サービス産業を中心とした事業者の取組への支援措置、事業再生のためとした事業者の取組への支援措置、事業再生の円滑化のための措置、包括的ライセンス契約による通常実施権の保護のための措置等を講ずることにより産業活力の再生を図るとともに、イノベーションを支える産業技術力の強化のための措置を講ずる必要があります。

次に、本法律案の主旨を御説明申上げます。

本法律案は、事業再編から技術革新へ軸足を移し、イノベーションによる大幅な生産性の向上を目指すとともに、地域経済における早期事業再生の円滑化のための制度を整備するものです。そのため、産業活力再生特別措置法、産業技術力強化法、独立行政法人産業技術総合研究所法及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法並びにその他の関係する法律の規定の改正を行い、以下の措置を講ずることとしております。

第一に、事業者の取組への支援です。

サービス産業は雇用やGDPの七割を占め、地域経済の中核であり、その担い手の大半は中小企業であります。そのため、事業分野別の指針を新たに策定します。このため、事業分野別の指針を新たに策定するとともに、会社法特例や税制等によりサービス産業の生産性向上を促します。また、技術革新や異分野連携を行う企業を支援対象に加えます。

第二に、包括的ライセンス契約による特許権等の通常実施権を登録する制度の創設です。

通常実施権を個々の特許権等ごとに登録することとなっている現在の制度の課題を踏まえ、包括的ライセンス契約により許諾された特許権等の通常実施権を契約単位で一括して登録できることとします。通常実施権の登録がなされば、特許権等の保有者が変わった場合でも通常実施権者の地位が保護されるため、この制度により通常実施権の登録方法の選択肢が増え、特許権等の活用が増えることが期待されます。

第三に、地域の中小企業等の事業再生の円滑化です。

地域の金融機関の不良債権比率はいまだ高く、また小規模倒産が増えつあります。地域の中堅・中小企業の再生ニーズは引き続き高いのが現状です。このため、事業再生の期間中のつなぎ融資資金に対する債務保証制度や事業再生の手続を迅速にするための規定を創設し、地域の事業再生の円滑化を図ります。

第四に、イノベーションを支える産業技術力の強化です。

研究開発を経営戦略の一環として位置付ける技術経営力の強化に関し、産業技術力強化法の基本理念等に規定を置くとともに、独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務に関連業務を追加します。また、大学等の特許料等の軽減措置の対象を拡大するとともに、国の委託研究の成果に係る知的財産権を事業者等に帰属させる制度を恒久措置とし、これに請負によるソフトウエア開発を追加します。

続きまして、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げま

す。

中小企業の景気回復は遅れており、また地域によつてその回復の足取りに差が生じております。

このため、景気回復の流れをより確かなものとし、地域経済の自律的な活性化を図るために、地域の特色ある農林水産物、产地の技術、観光資源といった地域産業資源を活用した中小企業による事業活動を支援するための措置を講ずることにより、地域経済の主な担い手である中小企業の事業活動を促進することが必要となつております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣が、地域産業資源を活用した事業の促進により、地域経済の活性化を図るための方策に関する事項等を示した方針を策定いたします。

第二に、この方針に基づいて、地域経済の実態に関する知見を有する都道府県知事が、当該都道府県における地域産業資源の具体的な内容等を示した構想を作成し、主務大臣がこれを認定いたします。

第三に、都道府県知事の構想において指定された地域産業資源を活用して商品の開発等を行う中

小企業の事業計画を個別に主務大臣が認定し、中小企業信用保険法の特例、食品流通構造改善促進法の特例等の支援措置を講ずることとしております。

最後に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

地域によつて景気回復の足取りに差が生じていることに加え、少子高齢化の進展、国の財政制約の高まりなどの経済社会の構造的な変化が進む中、地域経済の活性化を図るために、安易な財政支出に依存せず、地域が自律的、持続的に成長できるよう基盤を確立することが喫緊の課題となつております。

国際競争が進展する中、かかる自律的な発展基盤を強化するためには、地域が自らの強みを生か

して、関係者の力を結集して事業環境の整備を推進することが必要です。そして、それぞれの地域

がその事業環境の魅力を発信し、新たな企業立地等を通じて効率的かつ創造的な事業活動の基盤とし、地域経済の活性化を図るために、地域の特色ある農林水産物、产地の技術、観光資源といった地域産業資源を活用した中小企業による事業活動を支援するための措置を講ずることにより、地域経済の主な担い手である中小企業の事業活動を促進することが必要となります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、都道府県及び市町村が、地域の関係者と組織する地域産業活性化協議会において、産業集積の形成等に関する基本計画を作成することにいたします。そして、国の同意を得た基本計画に基づき、企業立地等を行う事業者に対し、設備投資減税や貸工場の整備等の事業環境整備を促進する措置を講じます。

第二に、国の同意を得た基本計画に基づき、工場立地法に係る規制権限の市町村への移譲や農地転用手続の迅速化等の措置を講じます。

第三に、広域的な物流網等の基盤整備、地域の雇用対策、産学連携の推進等の関係省庁が行う施策との連携を図り、効果的に企業立地等を促進することとしております。

以上が、これら法律案の提案理由及びその要旨であります。

○委員長(伊達忠一君) ありがとうございます。

以上で三案の趣旨説明の聽取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

一、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案

一、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第一条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一条)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑化(第五条―第三十条)

第三章 中小企業の活力の再生

第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化(第三十一条―第三十九条)

第二節 中小企業再生支援体制の整備(第四十条―第四十七条)

第三章 事業再生の円滑化(第四十八条―第五十四条)

第四章 事業再生の円滑化(第四十八条―第五十七条)

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等(第五十五条―第五十七条)

第二節 特定通常実施権登録(第五十八条―第五十七条)

第六章 雜則(第七十二条―第七十六条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、我が国経済の持続的な發

展を図るためににはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国産業の活力の再生に寄与することとする。

第二条 第九項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第三項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第四項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第五項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第六項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第七項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第八項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第九項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第十項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第十一項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第十二項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第十三項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第十四項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第十五項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第十六項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

第十七項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三」を「第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第一号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七号を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第七項を第十四項とし、同項の次に次の四項を加える。

法人の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項に規定する外国銀行等をいう。以下同じ。)からの借入れ(手形の割引を受けることを含む。)による債務の不履行が生じた場合に当該信用状に基づく債務を履行する旨を表示するものをいう。

12 この法律において「特定信用状発行契約」とは、事業者と金融機関との間で締結される契約であつて、当該金融機関が特定信用状を発行することを約し、当該金融機関が当該特定信用状に基づく債務を履行した場合において当該事業者が当該金融機関に対し当該債務を履行した額に相当する金額その他経済産業省令で定める金額を支払うことを約するものをいう。

第一条第四項の次に次の三項を加える。

5 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人(新たに設立されるものを含む。)であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。

6 この法律において「技術活用事業革新」とは、事業者が行おうとする事業活動のうち、

次に掲げる方法により取得した経営資源を自らの経営資源と一体的に活用して、技術革新の進展に即応した産業技術の研究開発を行うことにより、事業革新を行い、又は商品の新

たな販売の方針の導入若しくは役務の新たな提供の導入による外国における新たな需要の相応程度の開拓を行い、当該事業者の事業の生産性を著しく向上させることを目指したものをいう。

一 産業技術の研究開発に必要となる経営資源の取得を目的として合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、他の会社の株式の取得(当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。)、資本の相当程度の増加又は会社の設立を伴うものである。

二 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成若しくは提供に係る役務の構成を相応程度変化させ、又は国内における新たな需要を相応程度開拓するものである。

三 第二条に次の五項を加える。

13 この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること(再生手続、更生手続その他政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図る場合を除く。)をいう。

14 この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者(裁判外紛争解

立を含む。)を行いう方法

二 事業者又は関係事業者若しくは外国関係法人が他の事業者、大学その他経済産業省令で定める者から知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。)の移転若しくは設定を受け、又は営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第一条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。)の開示を受ける方法

7 この法律において「経営資源融合」とは、その行う事業の分野を異にする二以上の事業者が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該二以上の事業者及びこれらの関係事業者に係る合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、他の会社の株式の取得(当該取

得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。)、資本の相当程度の増加又は会社の設立を伴うものである。

二 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に

かかる商品の構成若しくは提供に係る役務の構成を相応程度変化させ、又は国内における新たな需要を相応程度開拓するものである。

三 第二条に次の五項を加える。

15 この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること(再生手続、更生手続その他政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図る場合を除く。)をいう。

16 この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者(裁判外紛争解

立を含む。)を行いう方法

二 事業者又は関係事業者若しくは外国関係

法人が他の事業者、大学その他経済産業省

令で定める者から知的財産権(知的財産基

本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条

(平成五年法律第四十七号)第一条第六項の

営業秘密及び外国におけるこれに相当する

ものをいう。)の開示を受ける方法

7 この法律において「経営資源融合」とは、そ

の行う事業の分野を異にする二以上の事業者

が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせ

て、著しく高い生産性が見込

まれる事業を行うことを目指した事業活動で

あって、次の各号に掲げる要件のいずれにも

該当するものをいう。

一 当該二以上の事業者及びこれらの関係事

業者に係る合併、会社の分割、株式交換、株式

移転、事業若しくは事業に必要な資産

の譲受け、他の会社の株式の取得(当該取

得により当該他の会社が関係事業者となる

場合に限る。)、資本の相当程度の増加又は会社の設立を伴うものである。

二 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に

かかる商品の構成若しくは提供に係る役務の構成を相応程度変化させ、又は国内における新たな需要を相応程度開拓するものである。

三 第二条に次の五項を加える。

17 この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること(再生手続、更生手続その他政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図る場合を除く。)をいう。

18 この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者(裁判外紛争解

決手続の利用の促進に関する法律(平成十六

年法律第二百五十一号)第二条第四号に規定す

る者をいう。第四十八条において同じ。)であつて、同条第一項の規定により認定を受けたものをいう。

19 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続(裁判外紛争解决手

続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する手続をいう。第四十八条第一項第二

号において同じ。)であつて、特定認証紛争解

決事業者が事業再生に係る紛争について行うものをいう。

20 この法律において「特定通常実施権許諾契約」とは、法人である特許権者、実用新案権者又は特許権若しくは実用新案権についての専用実施権者が、他の法人に、その特許権、実用新案権又は専用実施権(特許権又は実用新案権についての専用実施権をいう。以下同じ。)についての通常実施権(第六十三条第一項及び第一項第一号を除き、以下単に「通常実施権」という。)を許諾することを内容とす

る書面(電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することがで

きない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

う。)で作成されているものを含む。以下この項目において同じ。)でされた契約であつて、当該書面に許諾の対象となるすべての特許権、実用新案権又は専用実施権に係る特許番号(特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第六十六条第三項第六号の特許番号をいう。以

下同じ。)又は実用新案登録番号(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第十四条第三項第六号又は特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法第十四条第三項の登録番号をいう。以下同じ。)が記載されているもの以外のものをいう。

21 この法律において「特定通常実施権登録簿」とは、特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権について、この法律の規定により登録すべき事項を記録する帳簿をいう。

22 第三十八条第一項中「第三十五条」を「第七十

三条」に改め、同条を第七十六条とする。

23 第三十七条第一項中「承継する事業を所管する大臣」の下に「技術活用事業革新計画に係る事業を所管する大臣、経営資源融合計画に係る事業を所管する大臣」を加え、同項ただし書中「第二条の三」を「第四条」に改め、同条を第七十

五条とする。

24 第三十六条第二項中「第三十一条」を「第五十

五条」に改め、同条を第七十四条とする。

25 第三十五条第二項中「第二十九条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第三項を同

条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

26 第三十五条を第七十三条とする。

27 第三十四条第一項中「若しくは経営資源再活

用」を「経営資源再活用、技術活用事業革新若

しくは経営資源融合」に改め、同条を第七十二

条とする。

28 第五章を第六章とする。

29 第五章を第六章とする。

第四章中第三十三条规定第五十七条与之同。

第一節 特定通常実施権登録

**(通常実施権の特例)**  
**第五十八条 特定通常実施権許諾契約により通**

常実施権が許諾された場合において  
該許諾に係る通常実施権につき特定通常実施権登

録簿に登録をしたときは、当該通常実施権につけて、特許法第九十九条第一項(実用新案

法第十九条第三項において準用する場合を含

2 特定通常実施権許諾契約により通常実施権の登録があつたものとみなす。

が許諾された場合において、当該許諾に係る通常実施権の全部の移転又は八分の削減につ

通常実施権の全部の移転又は処分の制限につき特定通常実施権登録簿に登録をしたとき

は、当該通常実施権について、特許法第九十九条第三項（実用新案法第十九条第三項にお

いて準用する場合を含む。)の登録があつたもの。

3 前二項の規定により登録をした場合におけるのみなす

る当該通常実施権については、特許法第六十一条の三第一項第二号、第八十四条、第八十

七条第一項、第一百二十三条第四項及び第一百二十二条の二第一項第二号

十五条の二第一項第二号並びに実用新案法第二十一条第三項において準用する特許法第八

十四条及び第八十七条第一項並びに実用新案法第三十二条第四項の規定は、適用しない。

（特定通常実施権登録）

**第五十九条** 特許庁に、特定通常実施権登録簿を備える。

2 特定通常実施権登録簿は、その全部又は一部を該氏（ノム）ヘ（ニシテ）三葉（ミツバ）の行（ヨリ）ニシテ

部を磁気テープに（これに準する方法により）一定の事項を確実に記録しておくことができる。

る物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

### 3 前条第一項及び第二項に規定する特定通常

実施権登録簿への登録（以下「特定通常実施権登録」という。）は、特定通常実施権登録簿に、  
（二四四）  
（一四五）

二 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地	
三 特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地	
四 特定通常実施権許諾契約における許諾の対象となる特許権、実用新案権又は専用実施権を特定するために必要な事項で経済産業省令で定めるもの	
五 特定通常実施権許諾契約において設定行為で定めた特許発明の実施又は登録実用新案の実施をする範囲	
六 申請の受付の年月日	
七 登録の存続期間	
八 登録番号	
九 登録の年月日	
十 前項第七号の存続期間は、十年を超えることができない。	
(登録の申請)	
第六十一条 第五十八条第一項の登録は、特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者及び特定通常実施権許諾契約により通常実施権を移転した者及び当該通常実施権の許諾を受けた者が申請しなければならない。	
第十五条第二項の特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権の全部の移転の登録は、当該通常実施権を移転した者及び当該通常実施権の移転を受けた者が申請しなければならない。	
(延長登録)	
第六十二条 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者であつて特定通常実施権登録を受けたもの(以下「特定通常実施権許諾者」という。)及び特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者であつて特定通常実施権登録を受けたもの(以下「特定	
二 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行う。	
一 当該特定通常実施権登録を抹消する旨	
三 登録の年月日	
(登録対象外登録)	
第六十三条 特定通常実施権者は、特許庁長官に対し、その特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権(当該特定通常実施権許諾者の特定の特許権、	
通常実施権者」という。)は、特定通常実施権の存続期間を延長する登録を申請することができる。	
二 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行う。	
一 当該特定通常実施権登録の存続期間を延長する旨	
二 延長後の存続期間	
三 申請の受付の年月日	
四 登録の年月日	
三 前項第二号の存続期間は、十年を超えることができない。	
(抹消登録)	
第六十四条 特定通常実施権許諾者及び特定通常実施権者は、次に掲げる事由があるときは、特定通常実施権登録を抹消する登録を申請することができる。	
一 特定通常実施権許諾契約による通常実施権の許諾が取消し、解除その他の原因により効力を失つたこと。	
二 特定通常実施権許諾契約による通常実施権の全部が消滅したこと。	
三 特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行う。	
一 当該特定通常実施権登録を抹消する旨	
二 申請の受付の年月日	

2 実用新案権又は専用実施権が他人に移転された場合における当該特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権を含む。が、当該特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権登録の対象でないことの登録を申請することができる。

2 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行う。

一 特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権が、当該特定通常実施権登録の対象でない旨

二 当該特定通常実施権登録の対象でない通常実施権に係る特許権、実用新案権又は専用実施権に係る特許番号又は実用新案登録番号

三 申請の受付の年月日

四 登録の年月日  
(登録事項証明書等の交付)

第六十四条 何人も、特許庁長官に對し、特定通常実施権登録簿に記録されている事項 第五十九条第三項第二号から第五号までに掲げる事項を除く。以下この項において同じ。)の閲覧若しくは謄写(特定通常実施権登録簿の全部又は一部が磁気ディスクをもつて調製されているときは、当該磁気ディスクをもつて調製された部分に記録されている事項を経済産業省令で定める方法により表示したもの)閲覧又は謄写)又は当該事項を証明した書面(第百九条第一項第二号において「開示事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

いう。)の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時において、当該特定通常実施権登録の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録は、当該特定通常実施権登録簿に記録され、若しくは当該特定通常実施権登録簿に記録されている場合に、当該特定通常実施権登録簿に記録された事項については、この限りでない。

一 特定通常実施権許諾者から特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは実用新案権についての専用実施権を取得した者

二 前号に掲げる者が取得した同号の特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは実用新案権についての専用実施権をその後に取得した者

三 特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権若しくは専用実施権を差し押さえ、又は仮に差し押さえた債権者

四 特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権を取得した者

五 前各号に掲げる者について利害関係を有する者として政令で定めるもの

3 次に掲げる者は、特許庁長官に対し、その特定通常実施権登録について、特定通常実施権登録簿に記録されている事項を証明した書面(以下「登録事項証明書」という。)又は登録事項概要証明書の交付を請求することができる。

一 特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者

二 特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者について利害関係を有する者として政令で定めるもの

4 前項に掲げる場合のほか、第二項各号に掲

げる者は、それぞれに係る特定通常実施権許諾者の特定通常実施権登録において特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者として記録されている者に対し、当該特定通常実施権登録に係る登録事項証明書の交付を特許庁長官に對して請求する旨を通知した場合は、当該通知の到達した日から政令で定める期間を経過した後において、特許庁長官に対し、当該登録事項証明書の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時ににおいて、当該特定通常実施権登録簿に記録されている場合若しくは当該特定通常実施権登録が抹消されている場合又は、その差し押さえ、若しくは当該特定通常実施権登録簿に記録された事項については、この限りでない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第六十六条 特定通常実施権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第六十七条 特定通常実施権登録簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第一条第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(異議申立てと訴訟との関係)

第六十八条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(手数料の納付)

第六十九条 次に掲げる者は、実費を勘定して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 第六十四条第一項の規定により閲覧又は譲写を請求する者

二 開示事項証明書の交付を請求する者

三 登録事項概要証明書の交付を請求する者

四 登録事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第六十五条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第一章及び第三章の規定は、適用しない。

定は、この節の規定又は当該規定に基づく命令に規定する手続についての期間に準用する。

2 特許法第七条、第八条、第十一條から第十一条まで、第十七條第二項及び第四項、第十八條第一項、第二十条並びに第二十五条の規定は、この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による手続に準用する。この場合において、同法第十七条第三項第三号中「第一百九十五条第一項から第二項まで」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第六十九条第一項」を削り、同条を第五十六条とする。

3 第三十二条中「昭和三十四年法律第二百二十一号」を削り、同条を第五十六条とする。

4 第三十一条中「創業」を「技術活用事業革新及び経営資源融合並びに創業」に改め、同条を第五十五条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第五十二条中「(昭和三十四年法律第二百二十一号)」を削り、同条を第五十六条とする。

第五十三条中「創業」を「技術活用事業革新及び経営資源融合並びに創業」に改め、同条を第五十五条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

第六章 事業再生の円滑化

第六十二条中「(昭和三十四年法律第二百二十一号)」を削り、第三章第二節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第七章 認証紛争解決事業者の認定

第七十二条中「(昭和三十四年法律第二百二十一号)」を削り、第三章第二節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第八章 認証紛争解決事業者の認定

第八十二条中「(昭和三十四年法律第二百二十一号)」を削り、第三章第二節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第九章 認証紛争解決事業者の認定

第九十二条中「(昭和三十四年法律第二百二十一号)」を削り、第三章第二節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第十章 認証紛争解決事業者の認定

第十十二条中「(昭和三十四年法律第二百二十一号)」を削り、第三章第二節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第十一章 認証紛争解決事業者の認定

第十一十二条中「(昭和三十四年法律第二百二十一号)」を削り、第三章第二節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第十二章 認証紛争解決事業者の認定

第十二十二条中「(昭和三十四年法律第二百二十一号)」を削り、第三章第二節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第十三章 認証紛争解決事業者の認定

第十三十二条中「(昭和三十四年法律第二百二十一号)」を削り、第三章第二節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の二章を加える。



の際保有されていた再生債権に限る。)との間

に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案

(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五

号)第一百六十二条第一項の再生計画案を)いう。

以下この条において同じ。)が提出され、又は

可決されたときは、当該資金の借入れが前条

各号のいずれにも適合することが確認されて

いることを考慮した上で、当該再生計画案が

同法第一百五十五条第一項に規定する差を設け

ても衡平を害しない場合に該当するかどうか

を判断するものとする。

#### (更生手続の特例)

第五十四条 裁判所(更生事件を取り扱う一人

の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、第

五十二条の規定による確認を受けた資金の借

入れをした事業者について更生手続開始の決

定があった場合において、同条の規定による

確認を受けた資金の借入れに係る更生債権と

これと同一の種類の他の更生債権(同条第二

号の債権者に同号の同意の際保有されていた

更生債権に限る。)との間に権利の変更の内容

に差を設ける更生計画案が提出され、又は可

決されたときは、当該資金の借入れが同条各

号のいずれにも適合することが確認されてい

ることを考慮した上で、当該更生計画案が会

社更生法(平成十四年法律第二百五十四条)第二

六十八条第一項に規定する差を設けても衡平

を害しない場合に該当するかどうかを判断す

るものとする。

#### 第二十九条の七中「第二十九条の七」を「第四

十六条」に改め、同条を第四十六条とし、第二

十九条の六を第四十五条とし、第二十九条の五

を第四十四条とし、第二十九条の四を第四十三

条とし、第二十九条の三を第四十二条とする。

#### 第二十九条の二中「第一項中「次項第四号ハ」を

「第四項第四号ハ」に改め、同項第一号及び第二

号中「経営資源再活用」の下に、「技術活用事業

革新、経営資源融合」を加え、同項第四号中「第

二十九条の八」を「第四十七条」に改め、同項に

次の一号を加える。

#### 五 事業再生を行い、又は行おうとする中小

企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言

を行うこと。

第二十九条の二中第四項を第五項とし、第三

項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加え

る。

3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及

び前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争

解決手続の促進に関する法律第五条の認定

認証を受け、かつ、第四十八条第一項の認定

を受けて、事業再生に係る紛争について民間

紛争解決手続(同法第二条第一号に規定する

手続をいう。)を実施することができる。

第二十九条の二を第四十一条とする。

第二十九条第一項中「又は経営資源活用新事

業」を、「技術活用事業革新、経営資源融合、經

營資源活用新事業」に、「支援し」を「支援すると

ともに、中小企業の事業の再生を適切に支援

し」に改め、同条を第四十条とする。

第三章第一節中第二十八条を第三十九条とす

る。

第二十七条の表上欄中「平成二十年三月三十

一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、

同表下欄中「第二十四条第五項、第七項及び第

八項」を「第三十五条第一項、第三項及び第四

項」に、「第二十五条」を「第三十六条」に、「第二

十四条第五項から第八項まで」を「第三十五条第

一項から第四項まで」に、「第二十六条」を「第三

十七条」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十六条第一項中「昭和三十八年法律第二百

一号」を削り、同項第一号中「第二条第七項第

二号」を「第二条第十四項第二号」に改め、同項

第二号中「中小企業投資育成株式会社法第五条

第一項第二号に規定する新株予約權付社債等を

いう。以下この条において同じ。」を削り、同

条を第三十七条とし、第二十五条を第三十六条

とする。

第二十四条の見出しを削り、同条の前に見出

しとして「(中小企業信用保険法の特例)」を付

し、同条第一項中「無担保保険」を「中小企業信

用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第

三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無

担保保険」という。)に、「中小企業信用保険法

第三条の二第一項」を「同項」に改め、「をいう」

の下に。以下同じ」を加え、「第二条第七項第

一号」を「第二条第十四項第一号」に、「含む。」

に「含む。以下同じ。」に、「第二十四条第

二項中「第二条第七項第一号」を「第一条第十四項

第一号」に改め、「前項に規定する」を削り、同

条中第五項から第八項までを削り、第四項を第

五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に

次の一項を加える。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連

業」を、「技術活用事業革新、経営資源融合、經

營資源活用新事業」に、「支援し」を「支援すると

ともに、中小企業の事業の再生を適切に支援

し」に改め、同条を第四十条とする。

第二十九条第一項中「又は経営資源活用新事

業」を、「技術活用事業革新、経営資源融合、經

營資源活用新事業」に、「支援し」を「支援すると

ともに、中小企業の事業の再生を適切に支援

し」に改め、同条を第四十条とする。

た個人が過去に自らが営んでいた事業を

その経営の状況の悪化により廃止した経

験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解

散した会社の当該解散の日において当該

会社の業務を執行する役員であったこ

と。

二 当該保険関係に係る債務の保証の委託の

申込みを、前号イ及びロに規定する事業

廃止の日又は解散の日から五年を経過する日前に行つたこと。

第二十四条を第三十三条とし、同条の次に次

の二条を加える。

第三十四条 中小企業者の特定信用状発行契約

に基づく債務については、当該債務を中小企

業信用保険法第三条第一項に規定する借入れ

保証に係るものうち、次の各号に掲げる要

件のいずれにも該当する創業者である中小企

業者に係るものについての中小企業信用保

法第三条の二第二項及び第五条の適用

について、同法第三条の二第二項中「百分

の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七

十無担保保険、特別小口保険、流動資産担

保険、公害防止保険、エネルギー対策保

険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事

業再生保険及び特定社債保険にあつては、百

分の八十」とあるのは、「百分の九十」とす

る。

イ 第二条第十四項第一号から第三号まで

の同項の規定の適用については、同項中「保

険額の合計額が」とあるのは「産業活力再生

特別措置法第三十四条第一項に規定する特定

信用状関連保証に係る保険関係の保険額の合計

額とそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特

定信用状発行契約(同法第二条第十二項の特

定信用状発行契約をいう。)に基づく債務の額

とその額の合計額が」とあるのは「産業活力再生

特別措置法第三十四条第一項に規定する特定

信用状関連保証に係る保険関係の保険額の合計

額とそれぞれ」と、「借入金」とあるのは「特

定信用状発行契約(同法第二条第十二項の特

定信用状発行契約をいう。)からの借入金の額と

その額に相当する額に限る。)のうち保証をした

(当該中小企業者の外國関係法人(同法第二条第五項の外國関係法人をいう。)の外國銀行等

(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四

条第三項の外國銀行等をいう。)から

の額と借入金の額とその額に相当する額の合計額と

金」と、「総額が」とあるのは「総額と借入

金」とする。

ロ 第二条第十四項第四号に掲げる者に該

当する場合において、当該会社を設立し

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用に

ついては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	百分の七十	百分の八十
第三条第三項	借入金の額	
第五条		
第三条第四項		
第五条		

第三十五条 普通保険、無担保保険又は中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、経営資源活用関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金に係るもの)をいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険額の合計額が	産業活力再生特別措置法第三十五条第一項に規定する経営資源活用関連保証(以下「経営資源活用関連保証」という。)に係る保険
第二条の二第一項及び第二条の三第一項	保険額の合計額が	経営資源活用関連保証とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
第二条の二第二項及び第二条の三第二項	当該借入金の額のうち	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
第三条の二第二項	当該債務者	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条第一項	当該保証をした	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
第五条	弁済	経営資源活用関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億円」とあるのは「三億円」(産業活力再生特別措置法第三十二条第二項に規定する認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金(以下この条において「経営資源活用新事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係についての二億円)とあるのは、「四億円」とあるのは「六億円」とあります。

3 普通保険の保険関係であつて、経営資源活用関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十」とあります。





4 消しをしたときは、その旨を公表するものとする。	5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定に準用する。  (経営資源融合計画の認定)
第十三条 その行う事業の分野を異にする二以上の事業者は、その実施しようとする経営資源融合に関する計画(以下「経営資源融合計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。	2 経営資源融合計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 経営資源融合の目標 二 経営資源融合による生産性及び財務内容 三 経営資源融合の健全性の向上の程度を示す指標 四 経営資源融合の実施に必要な資金の額及びその調達方法 五 経営資源融合に伴う労務に関する事項 六 経営資源融合計画には、経営資源融合の実施のために事業革新設備を導入する旨を記載することができる。
第十四条 前条第一項の認定を受けた者(当該事業者の経営資源融合のために行う措置に関する計画を含める)は、その認定をするときは、主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る経営資源融合計画の内容を公表するものとする。	6 主務大臣は、第一項の認定を受けた者(当該認定に係る経営資源融合計画に従つて合併により設立された法人を含む。以下「認定経営資源融合事業者」という。)は、当該認定に係る経営資源融合計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定を受けた主務大臣の認定を受けなければならない。
第十五条 第一条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項第一号中「第二条の三第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第五号イ中「第一項」を「内外の市場の状況に照らして、第一項」に改め、「確保される」の下に「ものである」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条を第九条とする。	第五条の二第二項中「認定の変更」を「変更の認定」に改め、同条を第八条とする。
第十六条 第一条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第六項第八号中「営業」を「事業」に改め、同号イ中「当該申請」を「内外の市場の状況に照らして、第一項」に改め、「確保される」の下に「ものである」を加え、同条を第五条とする。	第一条の二第二項第一号ハ中「ほか」を「ほか」に改め、同項第三号ニ中「イ、ロ及びハ」を「イからハまで」に、「ほか」を「ほか」に改め、同項第四号ハ中「ほか」を「ほか」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号イ中「事業革新設備」を「一般事業革新設備及び特定事業革新設備」に改め、同号ロ中「事業革新設備」を「一般事業革新設備及び特定事業革新設備」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。
2 経営資源融合計画に係る事業分野について第十四条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針に照らし適切なものであること。	五 技術活用事業革新に関する次に掲げる事項 ハ イ及びロに掲げるもののほか、技術活用事業革新に関する重要な事項 イ 経営資源融合による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項 ロ 技術活用事業革新の実施方法に関する事項
3 当該経営資源融合計画に係る経営資源融合のための措置を行っていないと認めるところである。	六 経営資源融合に関する次に掲げる事項 ハ イ及びロに掲げるもののほか、経営資源融合に関する重要な事項
4 この法律において「技術経営力」とは、技術に関する研究及び開発の成果を経営において	第一条の二を第三条とする。 (産業技術力強化法の一改正) 第二条 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

他の経営資源と組み合わせて有効に活用する  
とともに、将来の事業内容を展望して研究及  
び開発を計画的に展開する能力をいう。

技術経営力の強化は、それが前項に規定する産業技術力の強化に資するものであることを

にかんがみ、事業者が研究及び開発を行うに当たり、自らの競争力の現状及び技術革新の動向を適確に把握するとともに、その将来の事業活動の在り方を展望することが重要であること、並びに現在の事業分野にかかる廣く知見を探究し、これにより得られた知識を融合して活用することが重要であることを踏まえて、行われるものとする。

第四条に次の二項を加える。

二項は、第一項に規定する総合的な施策と併

、目は、第一項に規定する総合的なが第2項を第3項に規定し、及びこれを実施するに際しては、技術の強化を加える。経営力の強化の促進の重要性を踏まえるものとする。

第十七条を第十八条とし、同条の次に次の二  
条を加える。

（国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い）

**第十九条** 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において

効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が

請け負わせたソブトウェニアの開発の成果(以下この条において「特定研究開発等成果」とい

(以下この条において「特許権等」という。)に  
ついて、次の各号の、いずれか該当する場合

ついて次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者（以下この条項において「受託者等」という。）から譲り受けた場合

り受けないことがでる。

三、当該特許権等を相当期間活用していないないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約する」と。

前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究及び開発を行わせ、かつ、当該法人がその研究及び開発の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究及び開発の受託者との関係及び国が資金を提供して他の法人にソフトウェアの開発を行わせ、かつ、当該法人がその開発の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合における当該法人と当該開発の請負者との関係に準用する。

前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。

第十六条第一項第一号中「若しくは助手」を「手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者」に改め、同項中第五号を第六号として、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第五号の次に次の一号を加える。

三、その特許発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該特許発明に係るこれらの者の共有による特許を受ける権利をこれらの人から

承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人第十六条第一項に次の二号を加える。

この特許発明が大学等研究者がいかに職務の発明である場合であつて、当該特許発明に係る特許を受ける権利が大学等における技

但し物語を受ける権利が大学等に於ける本邦の技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を

受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下この条及び附則第

三条において「承認事業者」という。)に承継されていた場合において、当該承認事業者

から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又

## 八 その特許発明が大学等研究者と大学等研 は大学共同利用機関法人

究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が大学等研究者につ

いて職務発明である場合に限る。)であつて、当該特許発明に係るこれらの者の共有

に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業

者から當該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者

又は大学共同利用機関法人

の次に次の一号を加える。

三 その発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場

合(当該発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る)において、当該発明であります。

明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該大告へ其高率更月を交て受量一の旨にて

第一六、第二項に次の二号を加之る。  
学若しくは高等専門学校を設置する者又は  
大学共同利用機関法人

## 第十六条第二項に次の二号を加える。

卷之三

八 その発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者の共同で行われたものである場合(当該発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る)であつて、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

第十六条を第十七条とし、第十三条から第十五までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次に入りの一条を加える。

(技術経営力の強化のための施策)

第十三条 国は、技術経営力の強化が産業技術力の強化に重要であることにかんがみ、事業者が広く技術革新の動向を把握する上で有用な将来の技術に関する見通しの提示、技術経営力の強化に寄与する人材の養成及び資質の向上、事業者が研究及び開発の成果を事業活動において効率的かつ円滑に活用することができる環境の整備その他技術経営力の強化の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

附則第三条第一項に次の一号を加える。

四 承認事業者が国立大学法人等から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利(前三号に掲げるものの限る)又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権(平成十九年三月三十一日までにされた特許出願に係るものに限る)であつて、当該国立大学法人等が当該承認事業者から承継したもの

に改める。

(独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正)

第三条 独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

第十一条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 産業技術力強化法(平成十一年法律第四十四号)第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開發機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げる。

第七号の次に次の一号を加える。

八 産業技術力強化法(平成十一年法律第四十四号)第二条第二項に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。

第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十二号」を「前条第一項第十三号」に改める。

第十七条第一号中「第十号から第十二号まで」を「第十一号から第十三号まで」に改め、同条第二号中「第十号及び第十一号」を「第十一号」及び第十二号に改め、同条第三号中「第十五条第一項第十号」を「第十五号」に改める。

第十八条中「第九号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

附則第六条第二項中「前条第一項第十二号」を「前条第一項第十三号」に、「第十号及び第十一号」を「第十一号」に改める。

附則第九条第六項中「前条第一項第十二号」を「前条第一項第十三号」に改める。

附則第十二条第三項中「前条第一項第十二号」を

を「前条第一項第十三号」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

附則第十四条第二項及び第十五条第三項中

「前条第一項第十二号」を「前条第一項第十三号」に、「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

これぞ新産業活力再生特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十六条第一項の規定による認定の申請とみなす。

この法律の施行の際現に旧産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第八条第一項の認定を受けている者は、それぞれ新産業活力再生特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十六条第一項の認定を受けているものとみなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築等円滑化業務の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に行われている旧産業活力再生特別措置法第十四条第一号の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(経営資源再活用関連保証の廃止に伴う経過措置)

第五条 旧産業活力再生特別措置法第七条の認定経営資源再活用事業者に関する旧産業活力再生特別措置法第十六条第一項に規定する経営資源再活用関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の特例については、なお従前の例による。

(産業技術力強化法の改正に伴う経過措置)

第六条 第二条の規定による改正後の産業技術力強化法第十七条第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる者に係る特許出願であってこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があったものに係る特許料の減免又は猶予については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の施行期日)

附則第十四条第二項及び第十五条第三項中

「前条第一項第十二号」を「前条第一項第十三号」に、「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の施行期日)

附則第十四条第二項及び第十五条第三項中

「前条第一項第十二号」を「前条第一項第十三号」に、「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

<p>(登録免許税法の一部改正)</p> <p>第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第十三号及び第十四号中「含む」を「含み、特定通常実施権の登録を除く」に改め、同号の次に次のように加える。</p>	<p>による変更の認定を含む。)</p>
	<p>五 特別措置法第十四条第二項に規定する認定経営資源融合計画による変更の認定を含む。)</p>

<p>(研究交流促進法の一部改正)</p> <p>第十二条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十九条中「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第三十条第一項」を「産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十九条第一項」に改める。</p> <p>(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)</p> <p>第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第</p>	<p>七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法(以下「改正前産業活力再生特別措置法」という。)第十四条第一号の業務</p> <p>二 改正前産業活力再生特別措置法第十四条第二号の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>附則第十三条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(機構の納付金等)」を付し、同条第一項中「次条」を「附則第十四条」に改め、同条の次に次の二条を加える。</p> <p>第十三条の三 機構は、附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。</p> <p>附則第十四条の表以外の部分中「第八条の四」を「第四十七条」に改める。</p> <p>(学校教育法の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第十六条 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第二条第十五号中「第十六条」を「第十七条」に改める。</p> <p>第一條 この法律は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案</p> <p>中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律</p>
---	--





及び第二号の事業とみなす。

(食晶流通構造改善促進法の特例)

第十一条 食品流通構造改善促進機構は、食品流通

構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第十

二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務

を行うことができる。

一 食品(食品流通構造改善促進法第一条第一

項に規定する食品をいう。)の生産、製造、加

工又は販売の事業を行なう者(以下「食品製造業

者等」という。)が行う認定地域産業資源活用

事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証

二 食品製造業者等が行う認定地域産業資源活

用事業に要する費用の一部を負担してする当

該認定地域産業資源活用事業への参加

三 認定地域産業資源活用事業を行なう食品製造

業者等の委託を受けてする認定計画に従つた

施設の整備

四 食品製造業者等が行う認定地域産業資源活

用事業に必要な資金のあつせん

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構

の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲

げる食品流通構造改善促進法の規定の適用につ

いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字

句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(報告の徴収)

第十五条 主務大臣は、認定地域産業資源活用事

業を行う者に対し、認定計画の実施状況につい

て報告を求めることができる。

の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律の施行の状況について

検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

(中小企業基本法の一改正)

第三条 中小企業基本法昭和三十八年法律第百

五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「及び中小企業のものづ

くり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年

年法律第三十三号)」を、「中小企業のものづく

り基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年

法律第三十三号)及び中小企業による地域産業

資源を活用した事業活動の促進に関する法律

(平成十九年法律第 号)」に改める。

4 第六条第一項及び第七条第一項における主務

省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発す

る命令とし、次条における主務省令は、同項に

規定する主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第十七条 この法律に規定する主務大臣の権限

は、主務省令で定めるところにより、地方支分

部局の長に委任することができる。

(罰則)

第十八条 第十五条の規定による報告をせず、又

は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金

に処する。

2 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業

務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為

者を罰するほか、その法人又は人に対する同項

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 地域における産業集積の形成等のため

の措置

第一節 基本計画の同意等(第五条―第八条)

第二節 同意集積区域における措置(第九条

―第十三条)

第三節 承認企業立地計画等に係る措置(第

十四条―第二十三条)

第四節 雜則(第二十四条―第二十九条)

附 則

第一章 総則



産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。	
2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。	
一 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標	
二 集積区域として設定する区域	
三 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域を定める場合にあっては、その区域	
四 第十条の規定による工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果	
五 集積区域として指定する業種	
六 集積区域における前号の業種(以下「指定集積業種」という。)に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標	
七 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備(既存の施設の活用を含む)、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容	
八 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項	
九 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項	
十 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際し配慮すべき事項	
十一 第三号に規定する区域における第七号の施設(工場若しくは事業場若しくはこれら的作用に供するための工場用地若しくは業務用地又は研究開発のための施設若しくは研修施設	
6 主務大臣は、基本計画につき前項の規定によ	
に限る。)の整備が、農用地等(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第三条に規定する農用地等をいう。以下この号において同じ。)として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項	
十二 その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要な事項	
十三 計画期間	
3 基本計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条第四項の基本構想に即したものでなければならない。	
4 基本計画は、産業集積の形成又は産業集積の活性化が効果的かつ効率的に図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担を明確化しつつ定めるものとする。	
5 主務大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。	
6 前項の規定により協議会を組織することが表された場合において、第二項各号に掲げる者であつて協議会の構成員として加えるとされ、その旨を公表しなければならない。	
7 市町村及び都道府県は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	
8 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の同意について準用する。	
(地域産業活性化協議会)	
第七条 市町村及び都道府県は、その作成しようとする基本計画並びに第五条第五項の規定による同意を得た基本計画(前条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)及びその実施に関し必要な事項その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議するため、第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施し、又は実施すると見込まれる者と共に協議により規約を定め、地域産業活性化協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。	
9 前項の規定により協議会を組織する市町村及び都道府県は、協議会に、次に掲げる者であつて同項の規定により共同して協議会を組織する	
10 第十条の規定による工場立地法の特例措置が定められた場合にあっては、当該特例措置の実施により相当程度の産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果が見込まれるものである。	
11 主務大臣は、基本計画につき前項の規定によ	
る同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。	
12 市町村及び都道府県は、基本計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	
(基本計画の変更)	
第六条 市町村及び都道府県は、前条第五項の規定による同意を得た基本計画を変更しようとするときは、共同して、次条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。	
第七条 市町村及び都道府県は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	
第八条 国は、市町村及び都道府県による基本計画の作成に資するため、企業立地の動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うよう努めるものとする。	
第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、同意基本計画において定められた集積区域(以下「同意集積区域」とい)う。)において、当該同意集積区域に係る指定集	

<p>積業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行なう事業者(以下「特定事業者」という。)による企業立地及び事業高度化を促進するため、同意集積区域において、工場・特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)、事業場・特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行う。</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行なうことができる。</p> <p>一 同意集積区域における工場又は事業場の整備並びに当該工場又は当該事業場の賃貸その他の管理及び譲渡</p> <p>二 前項の規定により機構が行う工場又は事業場の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場又は当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡</p> <p>三 前二号の業務に関連する技術的援助 (工場立地法の特例)</p> <p>第十一条 同意基本計画(第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。)において定められた同項第三号に規定する区域(以下「同意企業立地重点促進区域」という。)の存する市町村は、同意企業立地重点促進区域における製造業等(工場立地法第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この条において同じ。)に係る工場又は事業場の緑地(同法第四条第一項第一号に規定する事項(以下この条において「緑地面積率等」という。)について、条例で、次項</p>	<p>の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則に代えて適用する。</p> <p>2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、同意企業立地重点促進区域における重点的な企業立地の必要性を踏まえ、緑地及び環境施設の整備の必要な程度に応じて同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準を公表するものとする。</p> <p>3 第一項の規定により準則を定める条例(以下「緑地面積率等条例」という。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係るものは、当該同意企業立地重点促進区域については、市町村の長が行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四八年法律第八号)附則第三条第一項の規定による届出であつて緑地面積率等条例の施行の日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。</p> <p>3 第十二条 緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出であつて緑地面積率等条例」とあるのは、「第十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における緑地面積率等条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同意企業立地重点促進区域の廃止又は前条第一項の規定により経過措置を定める条例(以下この項において「経過措置条例」という。)の廃止若しくはこの条及び次条において同じ。)があつた場合によ</p>
<p>おいては、当該廃止により同意企業立地重点促進区域でなくなつた区域において当該廃止前に工場立地(以下「特定工場」という。)について、条例で、当該廃止に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る同意企業立地重点促進区域の廃止若しくは失効の日前に当該経過措置条例の廃止若しくは失効の日前に当該経過措置条例に係る事務を行なうものとみなす。</p> <p>3 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、前条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出」の「特定日」とあるのは、「第十九条第一項の指定都市の長を除く。」にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日(以下この条において「特定日」という。)以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る事務又は当該経過措置条例に係る事務を行なうものとみなす。</p> <p>4 前項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 第十三条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、同意企業立地重点促進区域内の土地を同意基本計画において定められた第五条第二項第七号の施設(工場若しくは事業場若しくはこれら</p>	<p>は失効により、当該緑地面積率等条例(経過措置条例が定められている場合にあっては、当該経過措置条例)で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場について、それぞれ当該緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、当該同意企業立地重点促進区域の廃止の日又は当該経過措置条例の廃止若しくは失効の日前に当該経過措置条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る事務を行なうものとみなす。</p> <p>2 前項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 第十三条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、同意企業立地重点促進区域内の土地を同意基本計画において定められた第五条第二項第七号の施設(工場若しくは事業場若しくはこれら</p>









第十八条第一項  
第一号

同項第十一号に掲げる業務

二及び第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるものを除く。)

附則第十四条の表第十八条第一項第三号の項を次のように改める。

第六号に掲げる業務並びに附則第八条の業務

第十八条第一項  
第三号

業務のうち

業務並びに附則第八条の二の業務、附則第八条の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。)及び附則第八条の四第二項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに係るものに限る。)のうち

もの並びに

もの並びに附則第八条の二第一項の業務(旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。)、附則第八条の二第二項の業務(旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。)、附則第八条の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに限る。)及び附則第八条の四第二項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに係るものに限る。)並びに

第五号に掲げる業務  
第五号に掲げる業務並びに附則第八条の四第一項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに限る。)及び附則第八条の四第二項の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに係るものに限る。)並びに

附則第十四条の表第十九条第一項の項中「附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に、「第八条の三」を「第八条の四」に改め、同表第二十一条第一項の項中「第十一号」を「第十号」に改め、同表第二十二条第一項の項中「附則第四条第一項、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、「第八条の二」の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。)に

限る。」を加え、同表第三十五条第二号の項中「附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に、「第八条の三」を「第八条の四」に改め、「第八条の二」の業務(旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。)に

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律の一部改正)

集積活性化法第十一条第一項に規定するものに

第二十条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の一部改正)

る法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一  
部を次のように改正する。  
第三百八十九条を次のように改める。

第三百八十九条 削除





平成十九年五月一日印刷

平成十九年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇